

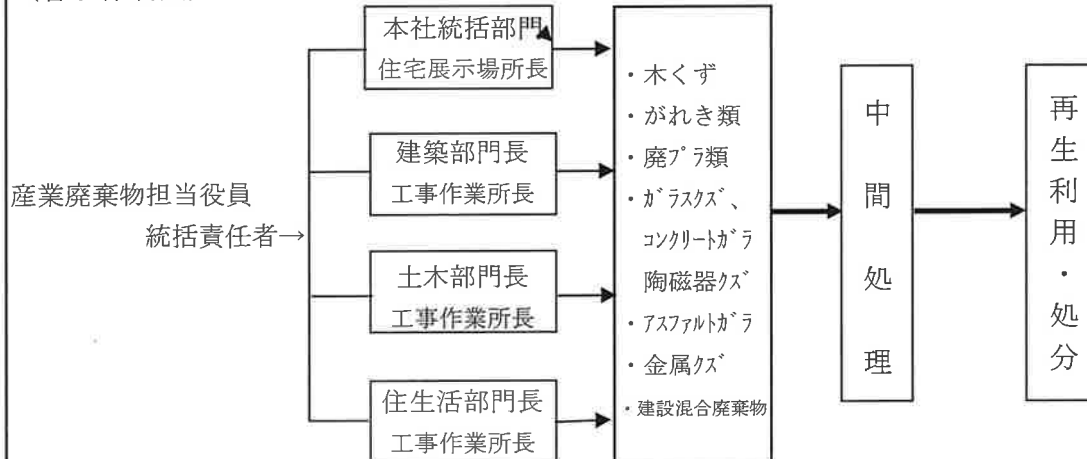
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 25 日	
前橋市長 あて	
提出者	
住 所 前橋市総社町植野841番地	
氏 名 立見建設株式会社	
代表取締役 立 見 公 一	
電話番号 0 2 7 - 2 5 1 - 5 6 7 8	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	立見建設株式会社
事業場の所在地	前橋市総社町植野841番地
計画期間	令和 7年4月1日から令和 8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業 (D06総合工事業)
② 事業の規模	
③ 従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建設現場から発生した、金属くず・木くずは、再生事業者に売却し、加工後再売却される。 コンクリート・アスファルト・がれき類は、中間処理業者に処理を委託し、再生後売却される。 廃プラ・ガラスくず・混合廃棄物等は、中間処理業者に委託し、再生可能なものは再資源化され再生不可能なものは埋立処理される。



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	木くず	44.8	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	71.5
	排出量	がれき類	1089.2	アスファルトくず	0
		廃プラくず	17.4	金属くず	9.1
		建設混合廃棄物	51		
	（これまでに実施した取組） 発生時に分別を徹底し、再生を前提とした業者選定、処理の委託 資材発注時に、余剰が生じないように努める。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	木くず	40	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	70
	排出量	がれき類	1055	アスファルトくず	0
		廃プラくず	16	金属くず	9
		建設混合廃棄物	50		
	（今後実施する予定の取組） 廃棄物の排出量は受注状況により大きく増減するが、分別を徹底 させ再生利用業者への委託を推進させる。また、発注時の適切性 を向上させ、余剰材の発生を減少させる。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 本社・工事作業所に木くず・廃プラ・金属等の分別用のコンテナを設置し周知を徹底させ分別に努める。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 本社・工事作業所に分別用のコンテナを設置し、建設混合廃棄物の分別に努める。 コンテナが置けない場合、色分けした廃棄物袋又はゴミ箱を設置し、分別・周知に努める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) なし。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 6 / 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) なし。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) なし。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	①現状	【前年度(6 年度)実績】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0t	0t
		(これまでに実施した取組) なし。		
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	0t
		(今後実施する予定の取組) なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	①現状	【前年度(6 年度)実績】					
		産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	廃プラくず	建設混合廃棄物	ガラス・コンクリート・陶磁器
		全 処 理 委 託 量	44.8t	1089.2t	17.4t	51t	71.5t
		優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0t	0t	0t	0t	0t
		再生利用業者への処 理 委 託 量	44.8t	1089.2t	17.4t	51t	71.5t
		認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0t	0t	0t	0t	0t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t
		産業廃棄物の種類	アスファルトくず	金属くず			
		全 処 理 委 託 量	0t	9.1t			
		優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0t	0t			
		再生利用業者への処 理 委 託 量	0t	9.1t			
		認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0t	0t			
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t			
		(これまでに実施した取組) 再生を前提とした業者選定、処理の委託を行っている。					

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	廃プラくず	建設混合廃棄物	ガラス・コンクリート・陶磁器
	全処理委託量	40.0t	1055.0t	16.0 t	50.0 t	70.0t
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t
	再生利用業者への処理委託量	40.0t	1055.0t	16.0 t	50.0 t	70.0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t
	産業廃棄物の種類	アスファルトくず	金属くず			
	全処理委託量	0.0t	9.0t			
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	0t			
	再生利用業者への処理委託量	0.0t	9.0t			
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	0t			
	(今後実施する予定の取組)					
	発生現場での廃棄物の分別を徹底し、再生利用量が増加するように努める。					
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。